

氷見市自治基本条例庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市のまちづくりの基本となる理念、市民の市政への参画や市政の協働の仕組みを定める（仮称）氷見市自治基本条例（以下「条例」という。）の制定に向け必要な事項を検討するため、氷見市自治基本条例庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査し検討する。

- (1) 条例制定に係る基本方針に関すること
- (2) 条例案の作成、調査及び研究に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 市長政策・都市経営戦略部長
- (3) 委員 別表1に掲げる者
- (4) 幹事 別表2に掲げる者

2 委員長は、第2条に規定する所掌事務について、委員会の円滑な運営のため必要と認めるときは、関係する所属の職員により構成するワーキンググループを設置することができる。

(会議の種類と内容)

第4条 委員会に、第2条に掲げる所掌事務を具体的に推進するため、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 全体会議

- (ア) 委員長、副委員長及び委員で組織する。
- (イ) 全体会議の業務は、条例検討の進捗状況と協働のまちづくりに向けた取り組み状況について協議を行う。
- (ウ) 全体会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (エ) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (オ) 委員長が必要と認めるときは、全体会議において学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(2) 幹事会議

- (ア) 副委員長及び幹事で組織する。
- (イ) 幹事会議の業務は、条例検討の進捗管理と協働のまちづくりに向けた取り組み状況について協議を行う。
- (ウ) 幹事会議は、必要に応じて副委員長が招集し、副委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 委員会における全体会議、幹事会議の庶務は、市長政策・都市経営戦略部企画政策課地域協働推進班において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表1 (第3条3項関係)

副市長
市長政策・都市経営戦略部長
地方創生政策監
防災・危機管理監
まちづくり推進部長
都市・まちづくり政策監
総務部長
市民部長
建設農林水産部長
会計管理者
教育委員会教育次長
議会事務局長

別表2 (第3条4項関係)

企画政策課長
地域防災室長
観光交流・女性応援課長
総務課長

財務課長
福祉介護課長
建設課長
教育総務課長